

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 2 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則

瀬戸市危険物規制規則（平成 1 9 年瀬戸市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(諸書類の様式)</p> <p><u>第 2 6 条</u> < 省略 ></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 2 7 条</u> < 省略 ></p>	<p><u>(届出の受理)</u></p> <p><u>第 2 6 条</u> 市長は、法、政令、省令又はこの規則の規定による届出を受理したときは、届出書 1 部に受理済印を押印して届出者に交付するものとする。</p> <p>(諸書類の様式)</p> <p><u>第 2 7 条</u> < 省略 ></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 2 8 条</u> < 省略 ></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。